

第24回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 12月 26日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時32分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林緑
学事係長	鈴木克佳	生涯学習課長	中島実
指導室長	矢部崇	新しい学校づくり担当課長	田中光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田治

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成25年第24回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長は本日欠席のため、代わって鈴木学事係長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により谷田委員にお願いいたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第35号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

委員長 日程第一 議案第35号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第35号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提出者は、橋本教育長でございます。

「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」。
幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別表、園長の項中、9万1,200円を9万1,000円に改める。
付則、この規則は平成26年1月1日から施行する。

提案理由でございます。

平成25年度特別区人事委員会勧告に基づく「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う関係規則整備のためでございます。

詳細については、庶務課長から説明いたします。

庶務課長 それでは、1枚おめくりいただきますと、この一部改正規則の新旧対照表でございます。

「別表（第2条関係）」ということで、現行の9万1,200円が9万1,000円になります。

付則がつきまして、平成26年1月1日から施行するという内容でございます。

参考資料の方をもう1枚おめくりいただきますと、資料が添付してございます。

こちらは、第10条の2以降、管理職手当の額はその者が属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十を超えない範囲の額とするという規定がございまして、2の改正内容の(2)算定方法がございまして、園長は4級職に当たりまして、101号給、45万5,300円、これが最高の支給額という形

になっておりまして、それに20%を掛ける。それを超えない額ということですので9万1,000円という額で、施行が平成26年1月1日の改正でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

特別区人事委員会の勧告ということは、全区で同じようにやるということだと思いますし、200円で非常に少ない額だからいいというわけではないのですが、全区一斉ということもございますから、特にここで意見は出しようがないという感じということでしょうか。

では、お諮りします。

日程第一 議案第35号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように、決定いたします。

○報告事項

1. 少年自然の家八ヶ岳荘・榛名林間学園における食事料金の改正について

(生一1・生涯学習課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「少年自然の家八ヶ岳荘・榛名林間学園における食事料金の改正について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、生一1「少年自然の家八ヶ岳荘・榛名林間学園における食事料金の改正について」、ご説明をさせていただきます。

来年4月に消費税が8%に上がることを受けて、生涯学習課が所管しております少年自然の家八ヶ岳荘と榛名林間学園において食事料金が改定となりますので、ご報告をさせていただきます。

改定年月日は、平成26年4月1日でございます。

本日、「食事料金改正新旧対照表」をお示ししておりますが、これは基本的に中学生の移動教室では、二泊三日の場合は、1回昼食ありの場合、現行の3,192円を90円値上げし、3,282円になります。

また、小学5年生の榛名林間学園の移動教室の場合は、二泊三日で昼食1食つきのスタンダードなケースで、現行の2,940円が83円値上げとなり、3,023円となります。

学務課には既にご了解いただいておりますので、全学校には1月の定例校長会でご報告させていただきます。

なお、この機にお話しいたしますのは、12月に次年度の年度協定の指定管理

者との協議をしております、この件について合意することになったためでございます。

食事料金等につきましては、年度協定の締結時に教育委員会に報告し、ご承認をいただくこととなりますが、今回、食事料金の改正の件につきましては、消費税が改定されるために選択の余地がないということ、及び学校にもあらかじめ早いうちにお知らせした方がよいということの判断に基づきまして、本日、ご報告させていただきます。

この件についてのご報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 これは、税抜き価格というのは、それを決めていて、それで消費税が変わればそれに合わせてその分をいただくということで、それも含めてちゃんと見直さないといけないということになるということですかね。

生涯学習課長 食事料金の、要は、野菜とか様々な食料を調達する場合、全て3%値上がりという形になりますので、どうしてもこれは上げないと経営的には難しいという判断でございます。

谷田委員 というか、税引き価格が決まっていたら、消費税が上がれば、例えば、これでまた10%になりますよね。

生涯学習課長 はい。

谷田委員 ここが変わらないのだったら、消費税が上がるのが当たり前みたいな感じもするので、あえてこういうことをしないといけないのだなというのが、逆に不思議な感じがしたので。

税金込みの価格でやっているとすると、色々と、1円単位のところでどうするのかという判断も出てくるのかもしれないですけども、税引きの価格であれば、消費税が変われば、そのままというのが何か当たり前な話のような気はするんですけども、それが、どうしてこういうふうな手続が必要なのかなとちょっと思ったものですから。そういうものなのですか。

例えば、普段、分からないですけども、コンビニで、定価というか、価格が決まっているもので、外税だったら、4月1日になったら確実に3%分上がったお金は当たり前のように払いますよね。

生涯学習課長 はい。

谷田委員 それをあえて、そういうふうなことをしなくてはいけないのだなと思ったので、そういうものなのですねということですか。

すみません、何か素朴な。

委員 長 要するに、現行が税込で全て表して、一般の方への案内もそういうので出しているから、税金が上がりましたという表示をして、上げてしまっても別に構わないのですね。

生涯学習課長 パンフレット等にも、全てそういうふうに記載しておりますので。

委員 長 分かりやすいように。

次 長 区民の方から見ますと、区の事業でやっているものなので、こういう消費税がかかるものと、あと、使用料自体については、今回、消費税が上がっても、区の条例で決めていますので、これは変動しないです。

なので、こういう実際の部分をいただいているものについては消費税として上がるのですが、それが当たり前なことなのですが、区民の方には、使用料は一方据え置きで、この食事代金だけが上がるということについて、区役所がやっているのに、なぜ消費税というようなこともあるかと思うので、一応、税込の価格で協定も結んでいますので、こここのところを保護者の方に周知するというような趣旨で、当たり前といえば当たり前で、確認ということでさせていただいているものでございます。

谷田委員 そうすると、これはこれでいいと思うのですけれども、逆に、使用料が上がらないことは問題だと思います。例えば、維持するためとか、全てが3%上がるのですから、それは協定で決まっているから上げないということで本当にいいのかという、逆に、そういう感じもします。

生涯学習課長 利用料金については条例で規定しておりますので、それは4年に一度の改定をするという手続に基づいて行っておりますので、それについて、今回はいじれない形になっております。

これは本当に実費分のお金でございますので、これはその時々の変動によってどうしても上げなければやっていけないという部分でございますので、そこについて今回ご報告させていただきました。

谷田委員 例えば、うちの会社が、税込価格で段ボール箱を幾らと買っていたものに対して、多分、4月1日に「前から決めているから変わりませんよ」と言ったら、恐らく訴えられてしまうんですよね。

今の経産省とか、あの辺りでやっているやり方で、「そんなものはサービスするよ」と言うことは、逆にこちらが訴えられるという方針なので、そういったことも含めて、そうなっているようには思えないのです、私の感覚からすると。

それは協定で決まっているからということでもいいということであれば、そうい

うものなのかなというふうに思うしかないのですけれども、一般企業の商売のやりとりの中では、多分、そういう考え方をする余地はないと思いますので。

決まっています、区民の方々にとっては上がらないということでもいいのかもしれないですけれども、何か、どうなのかなと疑問に感じたものですから。

次 長 使用料につきましては、実は100%負担をさせていただいているわけではないのです。

谷田委員 そうですね。

次 長 ですので、50%とか、そういうような負担割合になりますので、それが原価との乖離が大きくなれば、その負担をさせていただいている割合に応じて改定していくという形の考え方がベースにありますので、消費税が上がれば、当然、区の方の光熱水費その他の必要経費の支出は増えるわけですが、それをもって直接使用料を上げるという考え方には立っておりませんので、次回の改定のときに、この3%分がまた乖離として出ますので、その部分を含めた形で何%上げるかというような形をお諮りするような仕組みになっていますので。世の中の動きと違うところは大変恐縮なのですけれども、別々に動いているというのが実態でございますので、ご理解いただければと思います。

負担を軽減するということで、そもそも使用料は考え方ができていますので、全額を負担していただくのであれば、そこで消費税分が当然増えてしかるべきなのですが、ここで5割ぐらい負担していただいたもので、トータルの中で3%がどれだけ増えるかというのは、やってみないと分からないことになりますので、それを踏まえて、実績に応じて、また次回の改定のときに上げるということで対応させていただいております。

青木委員 谷田委員のお話なのですけれども、教育機関はそういうことがありまして、授業料も、8%になったら上げるという話もあるわけですが、理屈で言うと、事務課の話では、私学助成だとか、一部、国の税金を使ってやっているということがあるので、その辺は、要するに今と同じ理屈で、いきなり上げてしまうと、「税金で補助をもらっているのに、それをいきなりやってしまうのか」みたいな、逆にクレームがつくというような話もあるのです。

その辺は、改定の時期というのが決まっています、4年に一度だとかという形で我々の私学もやっていますので。考え方が一般の企業とそこは違うのかなというのは、私のところでもそういう話があったものですから。

すみません、余計な話で。

委員 長 今、気がついたのですけれども、実は、ここと直接は関係ないのですけれども、給食費も上がるのでしょうか。

学事係長 今、その改定の準備作業中です。

次 長 次回の教育委員会で提出する予定です。

委員 長 では、この件に関してはよろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 板橋区青少年表彰受賞者について

(生一2・生涯学習課)

委員 長 では、報告2「板橋区青少年表彰受賞者について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一2」をご覧ください。

平成25年度板橋区青少年表彰受賞者についてでございます。

青少年表彰につきましては、今年度で4回目となります。

11月22日に表彰審査会を開催いたしまして、受賞者が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

受賞者は、個人28件、団体9件でございます。

次ページに、個人及び団体の受賞者の一覧がついてございます。

表彰式は、新年2月1日土曜日、午後2時から区立文化会館小ホールで行います。

表彰審査会の審査員につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

審査方法は、継続性、努力性、地域貢献性の3項目を中心に審査を行いました。この結果、審査を行いました全ての案件を表彰すべきとの結論に至りました。

個人の部では、集団による緊急時貢献、これが4件で13名の推薦がございまして、これが、人が増えている原因でございます。

また、ジュニアリーダーと消防少年団の指導的立場の青年の受賞者がいる中で、今回、初めて推薦があったガールスカウトの方が受賞することになりました。

また、団体の部では、今回も幾つかの中学校の団体の受賞が目立っております。

団体の部の番号の5番、6番、7番の3つの中学校が表彰されます。また、番号1も、対象は赤二中の生徒でございます。

また、今回、初めて天津わかしお学校の児童についても表彰されることになりました。

表彰式にはご出席をお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

第4回ということですからけれども、毎回、申請者は全部受賞しているんですね。

生涯学習課長　今回もそうなのですけれども、毎回、これが本当に値するかどうかについての基礎的な調査については、事務局の方で、推薦者及び関係の方たちにも色々聞いて、これに該当するかどうかという部分については、事前にちょっと審査させていただいた上で、審査会でお話をさせていただいております。

審査会の方でも、これが、年々もし増加してきて、レベル的にこれでいいのかという話も中にはあるかなという懸念をされる方はいらっしゃると思いますが、今回の審査会の中では、その点については特段の異議というものは意見がございませんでした。

今回、非常に人数が多くなった原因は、先ほどちょっとお話ししましたように、例えば個人の1番から4番まで、これは同じことなのです。

ただ、4人で、これは春に嵐が吹いた中で飛ばされた看板、これが道路のところに放置されていて非常に危険だということで、中学生が4人共同でそれを片付けて連絡させていただいたということで、そういうケースが結構幾つもあって人数的には増えているというような形でございます。

高野委員　質問なのですけれども、この個人の部の5番から8番までの方たちというのは住んでいらっしゃるのが区外ですけれども、具体的には、どこかの地区でこういうことがあったんだと思うのですけれども。

生涯学習課長　これは帝京高校の3年生で、部活動のランニング中に、犬を散歩していた女性が雪で凍結した路面に倒れて動けなくなっているところをたまたま偶然発見いたしまして、骨折というふうな状況もあったので、近くにいた人に携帯電話を借りて119番通報させていただいた。それで、救急車が来るまでの間、頭を支えたり、女性を寒さから守ったということでございます。

また、一緒にいた犬を女性の知り合いの家まで届けたということで、これも偶然的な件ですけれども、非常に丁寧に対応していただいて、これは、その対応を受けた方から、こういうことがあったということをお話しいただいた件でございます。

高野委員　区内に住んでいる方たち以外にも、区内に通学、通勤していらっしゃる方なども、こういう形で、よい行いが認められてよかったと思えました。

委員長　特に団体の場合に、この青少年たちが自主的にやっているというのが一番大事なことでありまして、例えば、出してしまえば、ボーイスカウトみたいに、ある程度、組織的にやっているところは果たしてどうかというものは若干ありますけれども、少なくとも表彰式に出てくるのがその子どもたちの代表であればいいのですけれども、そこの団体の長が表彰式に出てくるというのは、やめてほしいなと思います。

生涯学習課長　そのように申し伝えます。承知いたしました。

委員長 よろしいでしょうか。

○報告事項

3. 第12回櫻井徳太郎賞受賞者決定について

(生一3・生涯学習課)

委員長 では、報告3「第12回櫻井徳太郎賞受賞者決定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一3」をご覧ください。

第12回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について、ご報告させていただきます。

応募状況は記載のとおりでございます。これにつきましては、10月10日の第18回教育委員会において報告したところでございます。

審査経過でございますけれども、記載の4名の審査委員の先生方に審査をお願いいたしまして、11月13日と12月5日の2回にわたり審査会を行いました。

受賞者につきましては、別紙一覧表についているとおりでございます。

一般の部では、今年度は対象が「該当なし」ということになりました。

奨励賞に、泉保安夫氏の「菅家文章」に見る讃岐国府の地理」に決定いたしました。

一般の部は9編の応募がございましたが、第1回の審査会で最終選考に残すべき作品を1編選考いたしまして、第2回の審査会で、大賞はなしで、奨励賞ということで決定させていただきました。

高校生の部は、最優秀賞には武蔵高校1年の馬場俊行さんによる「清涼寺式を中心とする特定の模刻像の流行」が、優秀賞には筑波大学附属坂戸高校3年の久保田健司さんの「古農具から学べることはあるか」と、武蔵高校2年の内山和哉さんと大熊久貴さんの「河内王朝研究」に決定いたしました。

佳作は、記載の3編に決定いたしました。

あと、小中学生の部につきましては、最優秀賞は東京学芸大学附属国際中等教育学校2年の添川セレナさんの「あまり知られていない基地」が、そして、優秀賞には上越教育大学附属中学校3年の高倉七虹さんの「教科書にのっていない歴史」と、高島第三中学校2年の廣瀬絹衣さんの「お花畑」、そして暁星中学校1年生、川村寛貴さんの「明治初期の土族の決断～川村家と医学に関わる一考察～」の3編に決定いたしました。

また、佳作5点ということで、記載の方々が決定したところでございます。

板橋の小中学生については、生徒3名と児童2名の計5名が受賞することになりました。

授賞式は3月8日土曜日の午後2時からで、文化会館大会議室で予定しております。

教育委員の皆様には、ご出席をお願いしたいと思います。依頼文につきましては、後日、お渡しをさせていただきます。

櫻井徳太郎賞の受賞者の報告については、以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

はるか香川県からの応募で、全国的にこの櫻井徳太郎賞が広まっているなという感じで、非常に結構なことだと思います。

ただ、大人の部で、高校を含めても、板橋区が1人もいないのが若干残念なところがありますけれども、小中学生の方で辛うじて入っているので、よかったかなとは思っております。

あとは、小中学生の優秀賞の「教科書にのっていない歴史」というタイトルなんですけれども、この辺は、むしろ、どの部分かというのは、教科書に載っていない歴史というのは無限大にありますから、本当は出してもらった方がよかったかなという感じがいたしました。

青木委員 質問していいですか。

委員 長 どうぞ。

青木委員 これは、高校生とか小学生の応募数を比較すると、中学生がすごく多い感じがするので、何か理由があるのかなと。

生涯学習課長 中学生につきましては、区内の中学校の方に依頼しまして、夏休みの研究とか、そういう部分で、その学校で100名以上が入りますので、件数的には多くなっております。

昨年度は小学生が1作しか出ていなかったものですから、今年度は、色々と、もう少し周知を図りたいということで少し努力した部分はありましたけれども、今回、小学生の部で、区内の小学生が結構出させていただいて、作品的にも優れた作品が幾つかあったという報告を受けております。

青木委員 ありがとうございます。

委員 長 この辺の小中学生は、調べる学習とかぶってくる部分もあるのですが、それはどちらに出してもいいとは思っています。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. 平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について

(指一1・指導室)

委員 長 では、報告4「平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について」、指導

室長から報告願います。

指導室長 資料「指一1」でございます。

通知文の形でお示ししておりますが、今年度から、小6と中3の全員が調査対象ということで、4年ぶりに全員を対象の調査となりました。来年度についても、全員が対象の調査ということで実施するという旨の通知でございます。

今日お諮りするの公表のことで、今年度と来年度が違うということでございまして、これについて委員の先生方のご意見をお伺いできればと思っております。

公表というのは、いわゆる教育委員会の判断で学校名を出すことができるということで国の方が規定を変えたということについてのご案内でございます。

まず、1枚目ですけれども、通知文の最終の段落あたりでございますけれども、「個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う」というふうなくだりがあると思いますが、このあたりをどのようにしていくか、あるいは、公表するか、しないのかということについてのご意見をいただきたいということです。

1枚おめくりくださいませ。

概要について載っております。

調査の内容については、今お話を申し上げたとおりでございますが、変更点としましては、教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い、ここが変わっております。

中身としましては、この下の四角囲いのところになりますけれども、区の教育委員会では、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行える。どこどこ小学校は何点だということをはっきりさせることができる、となりました。

今までの国の方の調査は、それを行ってほならないというような規定でございますので、大きく方向転換をしたところでもあります。

その配慮事項というのが四角囲いの中にございますが、公表の内容や方法については、こういったことについて配慮するように。

それから2番目に、平均正答率等だけ、数字だけではなくて、分析の結果を公表せよと。

それから3番目に、公表の内容等については各学校ときちんと話し合いを行って、順位づけ等は行うことではない、一覧表にはするなということでございます。

4番目については、地域の実態に応じて配慮を行いなさいということです。

細かい内容については、次のページ以降にあります実施要領でございますが、今お話を申し上げた実施要領の内容として該当するのが6ページの(エ)に当たる部分。調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。これが、今、四角囲いの中に要約されていたものでございます。

こういったことを配慮しながら、板橋区の教育委員会としては、学校名を公表するかどうかということについてご意見を、本日、少し頂戴できればと思っております。

いただいたご意見をもとにして事務局内で精査させていただいて、区としての方針を固めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 多分、こういうふうになったということは、どちらかという公表する方向と
いうか、そういうことを前提に、こういうふうなルールを変えてきたということが
が、私自身は前提としてあるのかなと思うのです。

あとは、公表することで、どういう結果というか、それによって、どれだけ子
どもたちにプラスになるかというところの問題があると思うのですけれども、難
しいなと思うのは、例えば6年生とか3年生という生徒・児童の数にもよるとは
思うのですけれども、本当にこういうテストに参加しても、なかなか結果が出せ
ない子どもというのも何人かいたりとかがあるので、そういう人が1人、2人い
るだけで、大分、平均的なデータも変わってくると思うのです。結構、母数が少
ないとその辺の影響もすごく大きいのかなと

確実に、学校の持っているよさが、これだけでしっかり伝わるのかどうかとい
うところは、自分としては一番気になるところです。

ですから、大きな枠で考えるのであれば、そんなに大きな誤差というか、出な
いのかもたないですけれども、人数的に板橋区も、決してどの学校も充実して
いるというわけではないこととか、そういったことで足を引っ張られるというこ
とを考えたときに、それが先走りしてしまうことがいいかということが、まず1
つあります。

それから、もう1つは、前回公表したときもそうだと思うのですけれども、そ
の辺は踏まえて、公表するとなればなつたで、ちゃんと運営していかなければなら
ないと思うのですけれども、不正というわけではないですけれども、そういう
学力テストの日に、ある児童とか生徒が来ていないとか、そういうことによって
本当に変わってしまったりするのだと思うのです。

そういうことも含めて、それが色んなものの評価につながっていくような方向
になると、間違った競争につながるようになるのは、本当によく注意してやらな
いといけないなということだと思うので、その辺がちょっと気になる場所です
ね。

こういう言い方がいいのかどうか分からないですけれども、では、もうすぐ公
表しようかと慌てて決めることも、私はないように思っていて、余り現場に混
乱を与えるようなことはしない方がいいのかなというふうな印象は持っています。

ただ、方向としては、多分、こうやって色んなものがオープンになっていくと
いう方向であることは、ベースとしては間違いないような気はしているので、と
ても難しい判断だなというふうに思いますけれども。

すみません、〇とも×とも言えなくて。

青木委員 基本的には、谷田委員と全く同感で、職場でもやっぱり公表というのは、例え
ば大学で言うと、大学基準協会というところに色々な形で迫られていて、授業の

アンケートや何かも公表しなさいとか、全部、方向性としてそっちに行っているのはよく分かるんですけども、いつもそこで議論になるのは、賢い出し方、公表の仕方が必ずあるでしょうという話になるわけで。

その後起こるべき影響を十分に考慮した上で出していこうよということで、我々の職場でも常にその議論を、どういう出し方をするか考えている。

出し方を失敗すると、マスメディアとか、あるいは予備校生ですとか、そういったところに生のデータというものをあらぬ分析をされて出されるというのはすごく危惧するところで、その辺につながらないような、抽象的なやり方はあるのかなと、個人的に感じています。

高野委員　私は、現在の板橋区の出し方でいいというふうに思います。例えば、今回の全国学力調査などの件でも、板橋区が大体全国的にどういうレベルにあって、そして、板橋区の子どもたちの生活習慣とかそういう中で、こういう点に問題があるということをしっかり打ち出していただいて、それを各学校とか地域の方にもお示しいただいている。

また、それと別に、板橋区でずっと学力調査、フィードバックをしたりという形で、それぞれの学校において、ふりかえり調査をしたりして、既に何年間も学力に関してはしっかりと学校ごとに検証を重ねて、それに向けての努力をされているというふうに私は感じています。

ですから、今回、これが公表できるとなって、あえてそこで、この全国調査のものについてだけ個々に学校名を公表することの意味というのは余りないと思います。

ただ、保護者の方とかの中には、そういう希望もあるのかなと思うのですが、結果の使い方というのは板橋区の教育委員会としては非常によい方向でやっていると思いますので、さらにそちらを充実させ、それぞれの地域性に合わせ、個々の学校でしっかりと対策をとっていただければいいのかなというふうに思っています。

委員長　ある地方の長さんは、校長の評価のために学校名を公表したいというようなことがありましたけれども、それは論外だと思っておりまして、ただ、一般的に公表するのはいいかなと思います。

ただ、それは公表といっても、区報に載せるというような公表ではなくて、あくまでも学校単位というか、校長先生レベルでは公表するというようなことならよろしいかと思っております。

特に板橋区の学校間では、それほど現時点では競争しようというようなところはないですから、特に、公表して、それで変な競争が起こるということはないとは思っております。

心配するとすれば、選択制への影響が出てくる——今は選択制ではないですが、影響があるかなというものは若干危惧しますが、それほど発表しても悪いことはないかなという気はいたします。

ただ、それぞれの学校の児童の中には勉強が必ずしも好きでないお子さんもいるので、そういった子たちに無理がかからないような形であればいいと思っております。以前お話しさせていただきましたけれども、「5年3組リョウタ組」という小説の中に出てくるようなことがなければいいかなと思っております。

教 育 長 　少し事務局の中でも議論しております。今、校長会の方に、このことについての校長会としての意見をまとめていただくように要請はしております。

それで、今のところの私どもの考え方なのですが、今回の全国学力学習調査については、極めて一面的な調査の結果ということで、科目数についても2科目、国語と算数、国語と数学ということで、なおかつ学年も1学年、それぞれ6年生と3年生という、極めて、本当に一面的な部分だけしか結果が出ないということの中で、学校の教育活動というのは、この2科目だけではありませんし、また、学習だけでなく、体力ですとか、あるいは子どもたちの生きる力をどう育てていくかという総合的な学習活動を行っているわけですので、そういう意味での学校間の特色もあるのだろうと思っております。

ただ、そういう中で、父兄から見たとき、あるいは区民の目線から見たときに、そういう前提の情報が余りしっかりと伝わらない、理解されない中で、学校そのものについての評価というものにつながっていく恐れが多分にあるだろうと思っております。

その部分については、十分に、この調査がどういうものなのかということについて、ご説明をすればよろしいのかと思いますけれども、むしろ、その努力をわざわざしてまで、このことについての学校別の点数について公表するという意味合いが、教育的な視点も含めて薄いのかなと私どもは思っております。

ただ、こういう形での国の動きもありますので、今のところ考えておりますのは、今回は4年ぶりの悉皆の調査になりましたので、そういう意味で、4年前と比べて、実際の結果に対する分析、それは相当指導室の方で細かくやってみました。

そういうことが極めて大切なのかなと思っております。その分析結果から得られる具体的な状況と、それから、それに対する対策について、どう充実させていくのかということの方がむしろ大切なのかなと思っております。

そういう意味では、こういう国の動きを踏まえて、さらに一層、その分析結果と具体的な対策について、むしろ区民の方にしっかりと公表して行って、区民の方からもご意見をいただいて、全体の板橋の小・中学校の教育活動、特に学習活動について効果が得られるように、なおかつ、今回の調査でも色々と生活面での調査がございました。そういう意味では、学習面だけではなくて、生活面も含めた指導の改善にも役立てていくということになっております。

また、今回は全国調査ですので、すごく意義があると思っておりますのは、一番成績のよかった秋田県、それから福井県ですね、そういう県については、きっと何か板橋でも参考にできる活動を特別に、たくさんされているのでしょうから、そういう意味で、今年につきましても、福井県の方に職員、教員を派遣させてい

ただいて、今まとめておりますので、また、まとまったものについては、教育委員会にご報告させていただこうと思っておりますが、そういう形で、この調査結果を踏まえて、優れている地方の取り組み等も取り込んでいけるという意味で、この全国調査は板橋区にとっての意味合いはあるかなと思っております。

もう1つ、先ほど申し上げましたのは区全体の取り組みということで、全体としての分析、それから対策ということでしたけれども、もう1つは、各学校において、それぞれ、また学校間の違いもございますので、各学校においても同じようにしっかりと分析をしてもらって、そういう分析結果から得られる改善策、これもしっかりと立てていただいて、それを学校ごとに公表していただいて、特に学校評価等がありますので、そういう評価の中にも例えば入れていただくというようなことで、積極的にこの調査結果を活用していくというようなことで対応していくのが望ましいのかなと今のところ考えております。

したがって、点数を、具体的に全各校ごとに公表していくということについては、今の段階では妥当ではないのかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように、各学校長の方にも意見を問うておりますので、その辺の意見も上がってきたところで、また改めてご報告させていただいて、教育委員会としてどうするかということについての方向性を決めていただければと思います。

谷田委員　あと、意外と、というのか分からないのですけれども、保護者は公開してほしいという意見が、もしかしたら多いのかなという感じもしているのですけれども。その辺は、そういうふうな議論とか、何かそういう話などを聞いてみるのもいいのかもしれないなと思いました。

指導室長　各学校の状況を把握しないと分からないですが、私どもに直接ほかの学校の点数はどうなのかということは、特段問い合わせ等があるわけではありません。

学校では、先ほど高野委員がおっしゃったように、全国と比べてうちの学校はこのぐらい上がっているとか、このぐらいまだ落ちているので、こうしていきたいという形で、個々に数字を出すところもあれば、上下という言い方で出しているところもあります。

保護者の方には、うちの学校のレベルといいますか、学力の程度がどの程度かは概ね把握していただいているかなと認識しています。

委員長　フィードバックの分析とか、その改善策については、今、ホームページでも、各校、みんな出されておりますので、それはそれなりにやっておられると思うのですけれども、どうしても上がらない学校は、いい学校のいいところを学び取りたいという部分もあるから、そういう意味では、区内全体ではなくて、ある部分のレベルのところに関しては、そういった公表もあってもいいのかなという気がしますが、全部に公表する必要はないかなと思っております。

指導室長 フィードバックについては、国や都の調査との違いがあるのは、個々のつまずきのための調査ということなので、学校全体で何点ということそのものは余り意味がないとは思っていて、したがって、フィードバックは、うちの権限で、公表する、しないは取り扱ってもいいわけですがけれども、そのこと自体の公表は、意味がないと思っております。

ただ、国の調査は、全体の傾向を見るという感じのフィードバックとはちょっと違った意味合いがあるというところで、今回もお諮りする必要があるかなと思っております。

教育長 委員長がおっしゃったように、成果が上がっている学校、そういうところでは、他校でも十分に参考になるような、そういう取り組みについては、今回の調査の中でも幾つかピックアップして、各学校には提供させていただいております。

したがって、そういうところについて、見えない部分ですので、もし、今回こういう形で、より保護者に、あるいは子どもたちに見えるような形でのという趣旨だとすれば、今申し上げたような、少し今まで見えないような実際の努力の部分について、むしろ見えるような形で公表していくということも必要なかなと思っております。

いずれにいたしましても、この全国学力・学習調査は、せっかくこれだけの大変な経費を使って、国を挙げてやっていることですので、その成果を実際に子どもたちの学力の向上といたしましうか、あるいは生活面での向上というものに役立てていけるような方向で、なおかつ、取り組みがしっかりと保護者なり、住民に理解していただけるような努力をしていきたいと思っております。

委員長 最終的には、要するに、児童・生徒のためになるかどうかというところで判断していただければいいかと思えます。

谷田委員 これは、どこかで決めるのですか。やり方とか。

教育長 今のところ、先ほど申し上げましたように、学校から上がってまいりますので。実際のテストは4月なのですが、2月ぐらいから各学校に、文科省の方からこの教材が届くのです。

指導室長 やり方の手順が届くのです。

教育長 やり方の手順か。少しそういう動きが出てきますので、できれば1月ぐらいのところで、教育委員会としての一定の方向性をお出しいただければ、そういうことも一応、学校に周知して、そのことを認識しながら調査に入ってもらうことの方がよろしいのかなと思っておりますので。

学校からの意見も、1月の頭のところで上がってくる予定になっておりますので、1月いっぱい、あるいは場合によっては2月の頭ぐらいの教育委員会のとこ

ろで、一定の方向をまたご議論いただいて、固めていただければと思っております。

委員長 分かりました。ということでよろしいでしょうか。

○報告事項

5. 「平成25年度都内公立学校における体罰等の実態把握についての調査」
について

(指一2・指導室)

委員長 では、報告5「平成25年度都内公立学校における体罰等の実態把握についての調査」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。

体罰調査につきまして、来年度も都教委は行うという方向で通知がありましたので、これのご報告と、委員さんからご意見を頂戴したいと思うところでございます。

体罰案件につきましては、桜宮高校の件に始まりまして、全国的な課題として取り上げられているわけですが、平成24年度に起きました体罰は、板橋区は7件あったということをご報告させていただきました。この7件につきましては、その程度によらず、全て学校名を都教委が公表したところでございます。

それぞれの当該の学校については、対応するマニュアル等をつくっておくようにと指示しましたが、大きな混乱はなく終わったかと思っております。

来年度につきましても、今年度の体罰案件の分につきましては、この真ん中辺にありますように、4月下旬に調査結果を公表するというのを東京都教育委員会は言ってきております。

公表の方法としては今年度と同様のことを考えているということでございますので、体罰であろうという案件と、それから不適切であったという案件、戒告という懲戒処分でない教育委員会の措置の案件についても学校名を公表するという形になろうかなと思っております。

通常、こういう服務事故について学校名を公表するのは、これまでは懲戒免職のみでした。

そのうち、児童・生徒に対するわいせつ行為についての懲戒免職は、子どものことを考えて学校名は公表しないということでありましたけれども、そのほかの懲戒免職では学校名が公表されます。やった教員本人の名前も公表されますが、今回、この体罰調査については極めて異例な学校名公表であったということでございます。

したがいまして、こういったことを東京都の方で今計画しているということですが、私ども指導室課長会、あるいは教育長の方の教育長会でも、この公表については異論を唱える必要があるのではないかと考えてございまして、その点について、委員の先生方にも少しこの場で、学校名公表ということについてご意見を

頂戴できればと思っております。

本区としましては、体罰案件があった折には、基本的にはプレス発表をして、こういう学校で、こういう案件がありましたということを公表するというスタンスでございます。

仮にプレス発表がないにしても、学校から保護者宛のお手紙等をお出しすることで、校内でこういうことがあり、気を付けていきますということは保護者や地域の方には報告するということをしてまいりました。

そういった中で、年間まとめた分の学校名の公表ということについて、若干、考えるところがございますので、今日、ご意見をいただければと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 今のお話だと、基本的には、こういうことがあったというのは公表するわけですよ。区の教育委員会として。

指導室長 区教育委員会としては公表するということです。

谷田委員 それを、あえて東京都でまた取りまとめてやることまでは必要ないのではないかと、そういう話と理解したらいいのですか。

指導室長 はい。

谷田委員 どっちでなくてはいけないということでもないように思うのですが、自分の感覚としたら、体罰とは、なかなか根深いなという感じがしていて、例えば、私が教わっているときでは当たり前だったというのもおかしいですけども、そういう中で育っている人たちが、今、教職員の中心としてやっていて、でも、時代は変わって、指導方法も変わって、自分たちが余り学んでこなかったやり方で、もっといい成果が上がるのではないかという話になってきていると思うのです。

頭で分かっている部分と、体に染みついている部分というのは、なかなか難しいなと思うのですが、私としては、この体罰に関しては厳しく対応していかないと、なかなか変わっていかないように、私自身は思っています。

ですから、区として公表しているから、都でやらなくてもいいんじゃないのかというのは、私は逆で、当然、もう公表することは当たり前だというぐらいのスタンスで臨んでいかないと、なかなか根絶というか、本当に体に染みついているものを変えていくのは難しい部分もあるのではないかなと私自身は思っています。

以上です。

教育長 教育長会で問題だということで指摘している点は、今、谷田委員さんがおっし

やったように、体罰については厳しく対応していかなければいけませんし、そういう意味で、公表というものは大変重要なことだと思っています。

そういう意味で、各区とも体罰事案が発生したときには、即、先ほど申しあげましたように報道機関への発表も含め、少なくとも、各学校においては、手紙の形式をとるのか、要するに、状態がさらに厳しい場合には、臨時保護者会等も開いて、しっかりと事実について公表して、謝罪し、その上で改善策についてお話しさせていただいて、そういうことについて各保護者の皆さんからのご意見もいただきながら体罰の根絶にそれぞれの学校が向かっている。

体罰が起きた事案については、他の学校にも情報提供をしっかりと、それぞれの学校においても同じようなことが起きないようにということで、それは各区で行っているわけです。

その中で、前回はそうですけれども、また来年度も行おうとしていることについては、1年間分のものをまとめて出すのです。

数字が出るのは、教育長会としてもそれはそうだろうと。1年間、どれだけの体罰があったかということについてはよろしいのですけれども、学校名が出る部分については、例えば1年前の案件が、またそこで学校名が出るわけです。そうすると、それを新聞紙上で見る方々については、今起きたことのように思われるわけです。そういう意味で、そのことの意味合いというのは何なんだろうかという疑問があるわけです。

先ほども申しあげましたように、大本の情報の公開ということについては当然そうですし、各区それぞれ対応していて、また同じ案件について、起きた時期が全く直近ではないものを、あたかも、それを読んだ住民が今起きているかのように思われる。また、そのことによって、その学校に対する評価、イメージがその段階でまたつくられる。

そうすると、一回学校としてダメージを受けて、しっかり1年間かけて取り組んできたことについて、また、その事案について、全く取り組みもないままに体罰が起きたことの実態だけが公表されるということについての疑問点が、要するに何を目的としているのだろうかというところにすごく疑問があって、東京都はその部分についてはなかなか答えてないのです。

ですので、統計データとして出すのはいいけれども、学校名が出ると、ついこの間起きたかのような誤解を受けるということも含め、出す意味というのは、効果もあるのでしょうかけれども、受けるダメージもあるので、その両方を考えたときに、本当に学校名の公表というのが、教育的な視点も含めて、どれだけの意味合いがあるのかということについて、東京都には意見を言っていこうということになっております。

また、学校名を公表する基準も余り明確ではないです。そういう意味で、もし公表するのであれば、基準も明確にしてほしい。基準を地区教委との協議の中でしっかりと決めてもらいたい。それから、公表するときの表現も、どういう表現を使っていくのか。要するに、個人が特定できないような、そういう配慮をすべきだろうと。

したがって、表現についても一定の、やはり地区教委と、都教委との協議をしっかりとって合意のもとでやってほしい、そういう申し入れを実はしております。

前回の公表のときには、東京都からいきなり公表するという出されたものですから、時間的な余裕もなく、そういう協議も余りできなかったということの中で、表現の仕方として、一定程度、関係者にとってみれば個人が特定できるような表現で公表されたという部分もありました。

そういう幾つかの問題点があるということで、公表全体について、一般的な公表について問題視しているわけではなくて、先ほど申し上げたような課題があるので、そこはどうかということ、教育長会からは意見が出ているということ、です。

高野委員 今、教育長がおっしゃった公表の時期がずれるということで、実際に、公表された後に小学校で運動会があって、運動会の朝、校長先生のご挨拶の中で「今回、こういう新聞報道がありました」というのを報告した学校があったのです。

それは、そのことを私自身は先に知っていたのですけれども、運動会のこの場で言われてというので、すごく違和感を覚えたことがありました。

それとまた、個人を特定ということで、逆に、間違っただ方が特定されてしまうのではないかと、すごく配慮している学校もありました。

ですから、思った以上に、皆さんは、新聞や何かで見ると、いじめをなくしていかうとか、そういう本質よりも違った意味で、野次馬根性ではないけれども、そういう意味で受けとめている方も多々見受けられたような気がするもので、やはり学校名公表ということについては、こういうことがあったということも教育長会の方でしっかりお話しいただいて、要は、体罰がなくなることが目的なわけなので、公表することで発生するほかの問題が極力なくなるような公表の仕方というものを、しっかりともう一度考えていただきたいなというふうに思いました。

青木委員 私も近い意見ではあるのですけれども、職場の中でこういう事があったのは、教員や何かで、やっぱり似たような事例があって、後々のことを考えるとすぐに対処したいわけですが、後々で考えてみると、実は、それは誤報ではないのですけれども、事実とちょっと違ったという話が出てきて、何でそんなに早く決着をつけなければいけなかったのかという事例があるのです。

この体罰に関しても、それを1つの教訓として後々見てみると、この間、報告があった中でも、少なくとも僕らのころは、こんなものは体罰ではなかったし、体罰と言い切れるのかなという事例もあったように思うわけです。

そういうのも含めて、あくまで全部ひとまとめにして、バツと出してしまうと、すごく深刻なものも、すごく軽微なものも一緒に取り扱われてしまうというのは気になるところで、そういうものであれば、その辺を現場で対応しながら、ある程度、事実確認も含めて、詳細を知っている区の方で、現場の事情や後のケアのことも含めた形での公表という考え方をさせていただくのが適当なのかなとは思っていますので、都の扱い方が、今、教育長が言われたように、まとめてとか、

すごく後々変な方向へ行くようであれば、そこは考えた方がいいのかなとは思いますが。

委員長　そうですね。公表するのも、よほどひどいような場合にはいいと思うのですが、それほどという、基準がないとおっしゃったのですけれども、そのとおりで、ひどい場合にはそういう公表もあり得るかなと思うのですけれども、余りにもそうでないような場合の公表は、誤解や、特に学校名だけですと憶測を生んだりしますし、あくまでも、大体、体罰は決して学校の方針としてやっているわけではないと思うので、その先生自身の問題だと思う部分が非常に多いと思います。

場合によっては先生の名前を出すのはいいかもしれないですが、学校名を出して学校全体がやっているような誤解を与えてはいけないと思いますし、変な憶測を生むような表現もよくないと思いますから、内容によって変わってくるのだとは思いますが。

小さい場合でも、そのたびごとのプレス発表がされているわけですから、まとめて小さいものまで都が公表する必要はないなど。ただ、刑法に引っ掛かるような非常に大きい問題のときはあってもいいかと思えますけれども。ですから、その辺の基準をしっかりとしておくのも大切ではないかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長　では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

指導室長　横置きで資料を置いてございますけれども、東京駅伝が、この2月9日に第5会を迎えることになりました。昨年も、委員の先生方には応援をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

昨年の結果につきましては、以前もお伝えしましたが、都内で総合10位ということでございまして、過去最高の成績をおさめることができてございます。

今年度は2月9日に、昨年と同じ会場の味の素スタジアムで行われますが、既に結団式を終えまして、選手は練習に入っております。「去年よりいい成績が上げたい」というふうにキャプテンは言ってございます。

応援かたがた、よろしくお願ひしたいと思っております。

合わせて、ちょっと申し上げにくいことではございますけれども、応援するための資金繰りがなかなか難しい状況でございますので、年が明けましたらお願ひしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長　寒い時期ですが、よろしくお願ひいたします。

選挙も重なるようですし。

谷田委員 ちょっと早まりましたよね。

指導室長 去年は3月でしたので、今年は早まりました。

委員長 会場の関係ですか。

指導室長 はい。

委員長 ほかにございますでしょうか。

なければ、私の方から、二、三点だけ報告をさせていただきます。

12月13日は小学校PTA連合会広報誌コンクールに行ってまいりまして、授賞した広報誌は、年々充実した内容になっているように見受けられました。

特にパソコンですとか、カメラですとか、編集ソフトがどんどん向上していますから紙面も非常によくなっているのですけれども、もともとPTA活動が活発になっていないとネタがないので、そういう意味では活動の方も年々よくなっているのではないかと思います。

あくまでも広報誌の目的というのは、それを見て、今、PTAに余り協力していない人とか学校行事に出ていない人が出るようになってくれればいいというのが目的ではないかと思いますので、そういった方向でよい結果が出ればよいかと思っております。

それから、12月14日は、成増小学校に下村文部大臣が来られまして、授業をやらされました。

ニュースで見られた方もいらっしゃるかと思うのですが、マスコミ各社が大挙して来ておりまして、SNGも4台来ていたという話なので、カメラですとかマイクがすごい数の中で生徒は授業を受けていましたけれども、全然それに臆することなく、多分、普段どおりの授業の受け方ではなかったかと思えます。

大臣は、算数の授業をされていました。

授業の後に、生徒に「何になりたいか」とか、そういう質問をされておりまして、成増小のお子さんは結構活発に、舞台女優になりたいとか、お笑い芸人になりたいとか、東大に行きたいとか、活発に返事をされておりまして、東大に行って何になりたいかといったら、「偉い人になりたい」と言っていました。

その後、作文を紹介すると言って、「子どものころ野球が好きだった。では、誰でしょう」と言ったら、「イチロー」とすぐ返事が出てきました。これは心のノートで既にみんな勉強しているんです。ですから、当然、知っている作文だったそうです。

先生1人に、補助の先生が校長先生を初め、4、5人ついておりましてから、こういう授業を毎日やっていると、結構、生徒にはよろしいかと思いました。

12月15日は教育科学館で自由研究作品の表彰式がありまして、従来の「ひ

らめき発明展」から変わりました。「自由作品展」でしたので、若干、応募数は少ないかとは思いましたが、それぞれ非常に立派な作品ではなかったかと思っております。名誉館長の実験もおもしろかったです。

あと、教育科学館特別賞というのがあって、指定管理者である今の館長の名前で賞状を出しておりましたが、あれは、それで妥当なのか若干疑問には思いました。

それから、12月17日の志村学園の視察には教育委員さんが全員行かれましたけれども、とにかく広い。生徒1人当たりの面積で言えば、都内一かもしれないなと思えました。

実社会に即した施設や設備があって、全館バリアフリーとありましたけれども、実社会に出てからも困らないようにということで、食堂も社員食堂みたいにきちんとつくってあったのですけれども、そうすると、社会に出ると必ずしもバリアフリーとは限らないので、そういった部分がどこかにあっていいのではないかなというふうには思いました。

板橋区にこういう立派な学校があるので、そこに行った方がよいと思う方は、ぜひ積極的に行った方がいいなと思えますので、各学校にもどんどん紹介していただきたいなと思えました。

あと、12月18日に成増小学校の防災連絡会がありまして、ここは先生を含めて50名程度が参加しておりまして、各班での打ち合わせにも先生方が参加していました。避難所の所長が学校長から地域の方が変わるというお話があったのですけれども、この時点ではまだ決定されてなかったというのがありました。

それから、12月20日には志村第五小学校の「板橋郷土芸能の集い」に行ってみまして、この日は雨が降った後でしたので、体育館で行われまして、赤塚諏訪神社の獅子舞と大門の餅つきを児童と一緒に見てまいりました。

獅子舞への質問があるかということで聞いたら、全然、突拍子もない質問がありまして、「獅子の住まいはどこか」とか、「獅子の食べ物」とか、「どんなスポーツが好きですか」とか。特に1年生の低学年ですけれども、そういう質問がありました。

以上です。

ほかにございますか。

高野委員 私は12月14日に若木小学校の寺子屋で近くの豊山女子中・高校の吹奏楽部と合唱部のクリスマスコンサートがあり行ってきました。

夏休みに豊山女子中・高の生徒や先生たちが子どもたちの補習教室の先生として来て教えてくれたり、また、若木小の子どもたちが豊山に行って英語の授業を体験できたりと、地域にある高校と交流を深めています。

生徒さんたちがみんな学校の前を歩いて通学していくときに、私自身も、高校生の方に声をかけていただくことが増えたりとかしていますので、地域の私学との交流もいいなというふうに思いました。

あとは、先ほど委員長の方からお話があった教育科学館の自由研究発表会の表

彰式で、審査から携わったのですが、どういう子たちがこの研究をしたのかなと
いうことで、実際に子どもたちに会ってみると4年生とか小さいお子さん——小
さいと言ったらおかしいのですが、低学年の方もいらっしゃったのですけれども、
皆さん、やはり表彰されたということで、すぐく来年度に向けて意欲満々で、ま
た来年も素晴らしい研究をしてくれるのかなと思って、楽しみにしております。
以上です。

委員 長 ほかにございますでしょうか。

それでは、以前、高野委員からお話のありました板橋第一小学校の「ITCHー
学習」についてのDVDを上映したいと思います。

(DVD上映)

委員 長 ありがとうございます。意見等がございましたら、ご発言ください。

以前、大谷口小学校でも同じような形で多分やっていたのではないかと思いま
すけれども、確かに大谷口の場合も子どもたちはいきいきとやっておりました。
ですから、こういう授業が増えるといいかなというふうに思います。

我々のころは遊びも自分で考えて遊びをやっていましたけれども、今は何とな
く決まった遊びをやるような形で、自分で色々考えてやるということは大切では
ないかと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 32分 閉会